

防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費補助金  
交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間保育サービス施設を営む法人又は個人（以下「法人等」という。）に対し、当該施設における衛生・安全対策を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的として、当該施設に従事する職員の健康診断を実施するために要する費用を市が補助する民間保育サービス施設従事職員健康診断事業（以下「事業」という。）に係る補助金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、民間保育サービス施設とは、次の第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当し、かつ、次の第 3 号から第 5 号までのいずれにも該当する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に規定する業務を目的とする施設で、法第 35 条第 4 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）のうち、企業主導型保育事業及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設を除くものをいう。

- (1) 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設については、保育に従事する者を 2 人以上配置しており、そのうち 3 分の 1 以上が保育士又は看護師（准看護師含む。）の資格を有すること。
- (2) 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設については、保育に従事する者 1 人に対して乳幼児 3 人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児 5 人以下であること。
- (3) 保育室の面積は、乳幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (4) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (5) 施設の実情に応じた施設内防災計画を策定し、避難消火等の

訓練が定期的に行われていること。

(補助の対象経費等)

第3条 市長は、予算の範囲内で、民間保育サービス施設に従事する保育士及び調理担当職員の健康診断として内科検診、目・喉・皮膚・体格等視診及び健康相談等の実施に要する経費を当該法人等に対し、補助する。

2 前項の規定による補助額は、従事職員1人につき、山口県保育所障害児受入促進事業等補助金交付要綱別表に定める補助基準額とする。ただし、補助基準額未滿で受診した場合は当該受診に要した実支出額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人等は、当該年度の健康診断終了後に、防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を当該法人等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた法人等の請求により補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた法人等は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた法人等に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、

必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、市区は関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第8条 市長は、補助金の交付金を受けた法人等が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付金を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該法人等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

施設名

設置経営者名

連絡先TEL ( ) -

防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費補助金交付申請書

当施設に従事している職員に健康診断を実施しましたので、防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費補助金交付要綱第4条に基づき、補助金を交付されますよう申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請額算定内訳

実施年月日	実施人数 (人)	実施内容	実支出額 (円) ①	補助基準額 (円) ②	①又は② の少ない 方の額 (円)
計					

3 施設の状況は、下記に相違ありません。( 年 月 日現在)

職 員 の 状 況	施設長	人	資格 有・無	保 育 室 面 積				m <sup>2</sup>		
	保育士	人	うち有資格者 人	乳幼児1人当たりの面積				m <sup>2</sup>		
				年 齢 別 児 童 数 (人)						
	調理員	人		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	計
	その他	人								
計	人	うち有資格者 人	消火用具の整備等	消火器	本	消防署の立入り調査による指摘		有・無		
			防災計画の策定	有・無	避難消火等訓練の実施		月	回		

※有資格者については、保育士又は看護師の資格を有していること。

4 健康診断実施従事職員

従事職員名	実施医療施設名	健康診断に要した費用
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

※添付書類 健康診断に要した費用を支払ったことを証する書類

第 2 号様式

指 令 防 子 第            号  
年(    年)    月    日

様

防府市長

年度防府市民間保育サービス施設従事職員健康診断事業費

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、下記の  
とおり交付決定しましたので、防府市民間保育サービス施設従事職員健康  
診断事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額            金            円